

福井市建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく同意基準

福井市建築審査会
平成11年 5月 1日 承認
平成11年11月19日 承認
平成22年 3月29日 改正
平成25年 4月 1日 改正
平成30年 9月25日 改正
令和 4年 4月 1日 改正

建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可について、次の各基準の（1）に該当するものについては、建築審査会の議を経て、同意を得るものとする。

ただし、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして、次の各基準の（2）に合致するものおよび建築審査会の同意を得て許可した計画の変更で各基準への適合が明らかなものについては、建築審査会の議を経たものとして処理し、後日建築審査会へ報告するものとする。

基準1．建築基準法施行規則第10条の3第4項第一号に該当するものは、次の要件を満たす場合とする。

- （1） 公的機関が管理する空地で、通行に関する管理者の許可または承諾を得ているもので、空地に2メートル以上接していること。

基準2．建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号に該当するものは、次の（1）または（2）のいずれかの要件を満たす場合とする。

- （1） 農道、港湾道路、漁港道路、河川もしくは海岸の管理用の道、または国もしくは地方公共団体の管理する道（以下、「農道等」という。）で、通行に関する管理者の許可または承諾を得ているもの。また、その敷地が接する農道等を、「道路」と読み替えて、建築基準関係規定に適合するものであること。

- （2） （1）の基準に合致するもので、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 当該農道等の両端が、道路に接続していること。
② 当該農道等の一方の端が道路に接続し、かつ他方の端が幅員4メートル以上の農道等または公共空地等に、避難および通行上有効に接続していること。
③ 道路に接続する行き止まりの農道等の場合は、敷地が道路から35メートル以内で農道等に、有効に2メートル以上接していること。
ただし、幅員が6メートル以上の場合は、農道等の延長を問わない。

基準3．建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号に該当するものは、以下の一から四の（1）または（2）のいずれかの要件を満たす場合とする。

- 一 （1） 建築物の敷地と道路の間に里道をはさむもので、敷地が接する長さが2メートル以上（建築基準関係規定において敷地内通路または空地の幅員が規定されており、これが2メートル以上である場合にあってはその数値以上）あり、接する範囲の通行に関する管理者の使用承諾を受けたものであること。ただし、道路と一体的に整備された里道が存在する場合は、接道しているものとみなす。

- （2） 建築物の敷地と道路の間に河川法の河川をはさむもので、幅員が2メートル以上（建築基準関係規定において敷地内通路または空地の幅員が規定されており、これが2メートル以上である場合にあってはその数値以上）の、通行に関する管理者の占用許可または使用承諾を受けた通行上支障の無い工作物を設置するものであること。なお、河川法以外の河川又は水路（以下、「水路等」という。）に通行上支障の無い工作物を設置する場合、または道路と一体的に整備された水路等が存在する場合は、接道しているものとみなす。

- 二 （1） 幅員4メートル未満の農道等に接する敷地で、次のすべてに適合するもの。

- ① 敷地は、幅員2.7メートル以上の道に2メートル以上接すること。
② 建築物は、農林漁業用の作業場、倉庫その他これらに類する用途であること。
③ 建築物およびその敷地は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて、建築基準関係規定に適合するものであること。
④ 敷地が接する農道等に対して、通行に関する管理者の許可または承諾を得ているものであること。

- 三 （1） 第10条の3第4項第二号に掲げる道以外の通路に接する敷地で、次のすべてに適合するもの。

- ① 敷地は、建ち並びのある幅員が1.8メートル以上の通路に2メートル以上接すること。
② 建築物の用途は、一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）であること。
③ 建築物およびその敷地は、その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて、建築基準関係規定に適合するものであること。
④ 通行に関する通路の所有者（私有地に限る。）および管理者の許可または承諾を得ているものであること。ただし、通路の所有者間で協定が締結されたものについては、所有者（私有地に限る。）および管理者の許可または承諾を得ているものとみなす。

- 四 （1） 平成11年4月30日以前に確認（計画通知を含む。以下同じ）したものにおいて、改正前の建築基準法第43条第1項ただし書の規定により建築主事が確認処分を行ったもので、通行に関する通路の所有者（私有地に限る。）および管理者の許可または承諾を得ているものであること。ただし、通路の所有者間で協定が締結されたものについては、所有者（私有地に限る。）および管理者の許可または承諾を得ているものとみなす。

- （2） （1）の基準に合致するもので、次のすべてに適合するものであること。

- ① 申請建築物は、既存建築物に対して、増築または改築であり、増築に関しては平成11年4月30日以前の既存建築物の1/2以下、改築に関しては既存建築物の1.5倍までの面積であること。
② 建物の用途は、平成11年4月30日以前の確認済証と同じ用途、またはその用途に付属するもの（用途上可分となるものは除く。）であること。
③ 既存建築物は、平成11年4月30日以前の確認処分による内容と敷地形状、建物内容が相違ないこと。